

弁護士 古川 純平 (ふるかわ・じゅんぺい)

〈出身大学〉 北海道大学法学部

〈経歴〉 2007年9月 最高裁判所司法研修所修了 (60期) 大阪弁護士会登録 弁護士法人中央総合法律 事務所入所

〈取扱業務〉 金融法務、会社法務、 倒産法務、民事介入暴力、 その他一般民事法務、 労働法務、家事相続法務

除籍等が減失等している場合の相続登記について(通達) 【平成28年3月11日付法務省民二第219号法務省民事局長通達】

弁護士 古川純平

相続登記をすべき場合で、滅失等によって相続関係を証明するだけの全ての戸籍が揃わない場合について、平成28年3月11日付けで法務省民事局長の通達が出ました。実務(特に担保不動産競売実務)に与える影響があると考えられるので、ご紹介させていただきます。

≪要旨≫

保存期間満了等の理由により、必要な除籍又は改製原戸籍(以下、「除籍等」といいます。)の一部が滅失している場合について、法務省は、平成28年3月11日付で従前までの取扱いを変更し、戸籍及び残存する除籍等のほか、滅失等により「除籍等の謄本を交付することができない」旨の市町村長の証明書を提出することで、相続登記を認める旨の通達をしました。

これによって、担保不動産の所有者が死亡し、相続登記がされていない事例において、保存期間 満了等で除籍等の一部が滅失している場合でも、従前と異なり、担保不動産競売手続をスムーズに 進めることができることになります。

≪事例≫

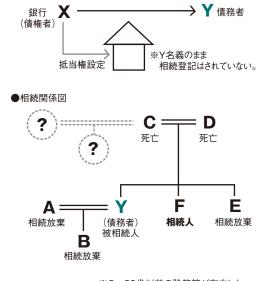
X銀行は、Y(90歳)に対して、1億円の貸付債権を有しており、同債権を被担保債権として、Y所有不動産に抵当権を設定している。

今般、貸付債権も延滞して期限の利益を喪失している状況でYが死亡した。

相続人調査を行ったところ、Yには、夫Aと息子Bが存在したが、いずれも相続放棄をしており、Yの両親(父C、母D)は既に死亡、兄弟姉妹として、Yの兄であるEと、妹であるFがいることが判明し

た。Eは相続放棄をしているが、Fは相続 放棄をしておらず、連絡も取れない状況に ある。ただし、Cの除籍及び改製原戸籍に ついては、Cが20歳以前のものが保存期 間満了で廃棄されている(Dとの婚姻は21 歳の時)状況にあり、Yの兄弟姉妹がEとF 以外に存在しないのかが不明である(例 えば、CがDとの婚姻前に別の者と婚姻して 子が存在する可能性がある)。

Xとしては、Y所有不動産について、担保 不動産競売手続を行う予定であるが、Y所 有不動産については、Y名義のままで相続 登記がなされていない。



※C→20歳以前の除籍等が存在しない。

1 問題の所在

担保権者が担保不動産競売のために、相続人らに代位して相続による所有権移転登記手続の申請を行うにあたっては、登記原因証明情報として、相続を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報(公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報)及びその他の登記原因を証する情報を提供する必要があります。

具体的には、①被相続人が死亡して相続が開始していること、②当該相続による登記の申請人が被相続人の相続人であること、③相続人の相続分が明らかであることに加え、④他に相続人がいないことを証するものでなければならないところ、「他に相続人がいないこと」を証するために提供すべき情報は、原則として、被相続人の15~16歳頃から死亡までの間の連続した戸籍及び除籍等によるべきものと解されています。

もっとも、従前除籍等の保存期間は80年とされ、保存期間 経過後は除籍等が廃棄された結果、前述の事例では、高齢 の担保不動産所有者Yが死亡し、その兄弟姉妹E及びFが 相続人となるときは、その高齢の所有者のさらに両親(C及び D)の除籍等を要することになり、除籍等が一部廃棄されて他 の相続人が存在するか否か、判別できない事例が存在しま す。

2 従前の取扱い

この場合、戸籍及び残存する除籍等で判明している法定相続人が全て相続放棄している場合には相続財産管理人 (民法952条1項)を選任して手続を進めるという方法が存在 します。

もっとも、放棄をしない相続人が一人でも存在する場合にはかかる方法を採ることができません。この場合でも、滅失等によって「除籍等の謄本を交付することができない旨」の市町村長の証明書に加えて、「他に相続人がいない」旨の法定相続人全員2の証明書(印鑑証明書付)を提出する方法や、相続人に対する訴訟の判決理由中において「他に相続人がいないこと」が認定されているような判決が存在する場合に、当該判決を提出する方法3等が存在しますが、時間も費用もかかる上、いずれも相続人の対応次第の面があり、また、事案を踏まえた法務局の判断に左右されることもあるため、確実に代位登記を行って担保不動産競売手続を進めることは困難な状況にありました。

3 法務省通達

今回の法務省の通達では、『「他に相続人はない」旨の相続人全員による証明書を提供することが困難な事案が増加していることなどに鑑み、平成28年3月11日以降は、戸籍及び残存する除籍等に加え、除籍等(明治5年式戸籍(壬申戸籍)を除く。)の滅失等により「除籍等の謄本を交付することができない旨」の市町村長の証明書が提供されていれば、相続登記をして差し支えないものとします。』とされております。

これによって、相続人の対応如何にかかわらず、市町村長の証明書(これは従前から発行されていた)と戸籍及び残存する除籍等をもって、その戸籍及び残存する除籍等から判明している相続人の他に相続人はいないものとして手続を進めることが可能になりました。

なお、本通達をもってしても、その戸籍及び残存する除籍等から判明している相続人のみが相続人であるとみなすということを定めているものではありませんので、仮に他にも相続人が存在している場合には、その相続人は、後に当該相続登記を争うことができると考えます。

4 他案件の対応

上記のとおり、今回の通達は、保存期間満了等による滅失事案における通達であり、外国籍の担保不動産所有者の相続事案では、なお同様の問題が残ります⁴。特に韓国籍の場合については、平成20年1月1日から韓国において従来の戸籍制度が廃止されて家族関係登録制度が実施され、一方で債権者による戸籍等の取得が厳しく制限されるようになった結果、相続人が一部判明しているが、必要な戸籍等が不足している事案が多く、担保不動産競売手続の重大な支障となっている事例が多数存在します。かかる事例について、上記3で記載したような方法で手続を進めていくことになりますが、弊所においては、かかる事例について、多数のご依頼、ご相談を受けており、研究を進めております。

¹ コンピュータ化による改製原戸籍は100年です。平成22年法務省令第22号によって保存期間が150年に改められましたが、それ以前に廃棄されている場合には、戸籍が不足するという事態が生じていました。

² 事例によっては、一部の法定相続人のみの証明書でも認められる例が存在します。 3 当該判決が、被告が出席して答弁をした上で下された判決であることが必要であり、いわゆる調書判決では足りないということが法務局の立場であったが、調書判決でも足りるとして、登記官の却下決定を取り消した裁判例があります(奈良地裁平成27年12月15日判決)。

⁴ 滅失等の事案であっても、残存する除籍等や、他の資料から、他の相続人の存在が 疑われる場合の取扱い等については、今後もなお問題となりえます。